

神戸女子大学天神寮生活規則

1. 門限

(1) 門限は22時とする。

2. 点呼

(1) 点呼は7時（土・日・祝日は8時）と22時に行う。

3. 帰省・外泊

(1) 無断外泊は禁止する。違反した場合は処分の対象となる。

(2) 帰省・外泊の場合はあらかじめ所定の「外泊届」を寮監に提出する。

(3) 外泊者は帰寮後、直ちに寮監に報告する。

(4) 「帰省・外泊報告書」は定期的に保護者あてに通知する。

(5) 夏期・冬期・春期休業中にクラブやエクステンション講座等で在寮する場合は「在寮届」を提出する。ただし、お盆・年末年始（大学の一斉休業日）は閉寮とする。

4. 来訪者

(1) 来訪者は両親及び本学学生に限り、面会はロビーで行い、所定の用紙に記入し、時間は9時から21時までとする。

(2) 来訪者の宿泊は、認めない。

5. 寮室

(1) 寮室には備品として机、いす、ベッド、クローゼット、ドレッサー、本棚、整理ダンス、靴箱、インターネット用回線が設置されている。

寝具、電気スタンド、延長コード、ドライヤー、衣類、洗面用具、ハンガー等は、各自で用意する。

(2) 寮室の壁に釘やフックを打ってはならない。寮室に備え付けの備品は、ていねいに扱い、常に清潔にしておく。自己の責任によって破損した場合は、責任を持って補修する。

(3) 寮室の設備施設の点検等のため必要に応じ、寮監が入室する場合がある。緊急時以外は、寮生の事前許可を得る。

6. 食事

(1) 食事は食堂で摂る。朝食は点呼後1時間以内、夕食は18時から20時までに摂る。

(2) 夕食が不必要なときは前もって届け出る。必要なときは21時30分までに帰寮する。

7. 郵便物

(1) 郵便物は、寮生の郵便受けに収納する。

(2) 宅配物は、寮監が預かり、受領ノートに記載した後寮生に渡す。

8. 共同使用施設

(1) 共同で使用する施設は、別に定める規則を守って使用する。

9. その他

- (1) 飲酒、喫煙は禁止する。
- (2) アルバイトは保護者の許可のもと、門限の範囲内で可能とする。
- (3) 各当番は確実に行い、特に火気、戸締りに注意する。カセットコンロ、ろうそく、お香、電気ストーブ等の持ち込みは禁止する。
- (4) 自動車、バイク、自転車の所有は認めない。
- (5) 寮内での商業行為またはこれに類する行為は禁止する。
- (6) 寮内での政治的、思想的、宗教的な、またはこれに類する勧誘行為は禁止する。
- (7) ペット類の飼育は禁止する。
- (8) 寮生は、寮での静粛に心がけ、周りの人の迷惑にならないように気をつける。
- (9) 各居室のゴミの処理については別に定める規則に従う。
- (10) 寮生は本生活規則を守り、寮監の指示に従う。

10. 規則の改廃

- (1) この規則の改廃は、学生支援委員会及び部局長会の意見を聴き学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮生活規程」は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮生活規則」は廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。